

浦野家通信



9月

〒550-0013
大阪市西区新町1-2-9
日宝四ツ橋新町ビル5F
TEL 06-6536-7560
浦野会計事務所
第13号
発行人：所員一同

暑さの残る毎日が続いておりますが、お変わりございませんでしょうか？

暑さ寒さも彼岸までといいます。秋が来るまでもう少し、体調など崩されませんように。



今日は何の日？

9月29日(金) 招き猫の日

くる(9)ふ(2)く(9)の語呂合わせから、9月29日は招き猫の日に制定されています。

実は招き猫には挙げている手や色によっていろいろな効果があるとされています。

- ・右手挙げ猫・・・お金を招く
- ・左手挙げ猫・・・客を招く
- ・両手挙げ猫・・・お金・客の両方を招く
- ・手長猫(挙げた手が耳より高い)・・・通常の手の高さの猫よりもより協力を福を招く
- ・金色猫・・・金運・財運を招く
- ・黒猫・・・厄除け・魔よけ
- ・白猫・・・開運招福
- ・ピンク猫・・・縁結び・恋愛成就



今月の税務予定

9月11日(月)

- ・8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月2日(月)

- ・7月決算法人の確定申告と納税
- ・1月決算法人の中間申告と納税
- ・1月、4月、10月決算法人の消費税の3カ月ごとの中間申告
- ・8月分社会保険料納付

今月の一冊



『君の臍臓を食べたい』

作者 住野よる

ヒロインの落とした共病文庫を中心に物語が進んでいきます。

今年実写映画化もされた話題作。

特に印象に残っているのは、臍臓に病を患っているヒロインと根暗な主人公の旅行シーンです。

最後の展開は読めず良かったです。

いつ亡くなるか分からない、命の尊さを更に感じられるものでした。



年金を受け取るために必要な 年金納付期間が短縮？

これまで年金を受け取るためには、年金納付期間が「25年」必要でした。

年金を滞納し、15年間しか納付していない人は、これまでは年金を受けることができませんでした。

しかし、平成29年8月1日から年金納付期間が「10年」に短縮されました。先ほどのように15年間しか納付していない人で、も今後は年金の支給を受けることができます。



Q.国民年金を免除された期間はどうなりますか？

A.国民年金が免除された期間も含めて10年以上か判定することができます。

Q.60歳到達時点で年金の納付年数が10年に満たないですが、何か方法はありませんか？

A.60歳以上の方も65歳まで国民年金を納付することができます。また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することができ、これらで10年以上となれば年金の支給を受けることができます。

Q.納め忘れた国民年金を納付することはできませんか？

A.過去5年以内の分であれば国民年金を納付することができます（平成30年9月まで）。

厚生年金保険料率が 9月(10月納付分)から変更になります。

厚生年金の保険料率が9月から変更になりました。

平成16年の法律改正により、将来の保険料水準を固定した上で、給付水準を調整する仕組みが導入され、毎年9月に段階的に引き上げられてきました。

今回9月に18.3%に引き上げられたことで、これから厚生年金保険料率は固定となります。

給与計算をされる際はご注意ください。



特集

～浦野家に仲間が加わりました～



これからお世話になることになりました井上健太郎です。趣味は週末の映画鑑賞です。

以前まで専門学校で勉強しておりました。実務は未経験で右も左もわからないのですが、何事も全力で尽くしますので、どうぞよろしくお願い致します。

来月号もお楽しみに～！